

日連 8 第 539 号
(企 第 25 号)
令和 8 年 8 月 6 日

総務省自治税務局長 寺 崎 秀 俊 様

日本税理士会連合会
会長 太 田 直 樹

令和 8 年熊本地震に係る税制緊急要望書

「令和 8 年熊本地震」とこれに引き続き頻発している地震活動により、熊本県を中心に甚大な被害が生じております。

このような非常事態に鑑み、被災した納税者が生活及び事業の再建に専念できるよう、令和 6 年能登半島地震と同様の対応が必要であると考えるとともに、被害を受けた方々が、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免措置等を適切に受けることができるよう、特別のご配慮をお願いいたします。